

一般社団法人日本ホルスタイン登録協会 個人情報保護規程

制定 平 17. 04. 01

改正 平 26. 04. 01

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 57 号) 及び「個人情報の適正な取扱いを確保するために農林水産分野における事業者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成 16 年 11 月 9 日付け農林水産省告示第 2013 号) に基づき、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会(以下「本会」という。) が取り扱う個人情報の適切な保護に関する基本的事項を定め、本会の業務の適正かつ円滑な運営を図り、もって個人情報の保護に資することを目的とする。

なお、各都道府県に 1 団体存在する支部(本会支部規程に基づき設置) または登録事務取扱団体(規程に基づき登録関係事務を委託) における本会事業に係わる個人情報の取扱についてもこの規程に準拠して行うものとする。

(定 義)

第 2 条 この規程に掲げる用語の定義は、次のとおり定める。

なお、ここに定めないものについては、法律及びガイドラインに準拠するものとする。

- (1) 「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できることとなるものを含む。)をいう。
- (2) 「本人」とは、一定の情報によって識別される、又は識別され得る個人をいう。
- (3) 「受領者」とは、個人情報の提供を受ける法人、その他の団体又は個人をいう。

第 2 章 組織及び実施責任

(個人情報保護管理体制)

第 3 条 本会の個人情報保護に対する管理体制を次のように定める。

- (1) 本会に個人情報保護管理者(以下「管理者」という。) 1 名を置き、専務理事を

もって充てる。

(2) 管理者は、個人情報保護に関して統括的な責任と権限を有し、本会における個人情報保護に関する事務を統括管理する。

(3) その他個人情報保護に関する管理に必要な体制については個人情報保護管理者が別に定める。

第3章 実施及び運用

第1節 個人情報の収集に関する措置

(収集の原則)

第4条 個人情報の収集は、本会の正当な事業の範囲内で、収集目的を明確に定め、その目的の達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

(収集方法の制限)

第5条 個人情報の収集は、適法かつ公正な手段によって行うものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第6条 本会は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 本会は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

3 本会は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前三項の規定は、取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合については、適用しないものとする。

第2節 個人情報の利用及び提供に関する措置

(利用及び提供の原則)

第7条 個人情報の利用及び提供は、本人が同意を与えた収集目的の範囲内で行うものとする。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、本人の同意は必要ないものとする。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

(収集目的の範囲外の利用及び提供の場合の措置)

第8条 収集目的の範囲外で個人情報の利用及び提供を行う場合は、書面又はこれに代わる方法により本人に通知し、事前に本人から同意を得た上で行うものとする。

第3節 個人情報の適正管理義務

(個人情報の正確性の確保)

第9条 個人情報は、利用目的に応じ必要な範囲内において、正確かつ最新の状態を保つとともに適正な管理に努めるものとする。

(個人情報利用の安全性の確保)

第10条 個人情報を利用する際は、個人情報への不当なアクセス又は紛失、破壊、改ざん及び漏洩等の個人情報に対する危険に鑑み、技術面及び組織面において合理的な安全対策を講ずるものとし、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 役職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用しないものとする。その職を退いた後においても同様とする。

3 個人情報の安全性を確保する上で必要な対策の細部については、個人情報保護管理者が別に定める。

(個人情報を預託する場合の措置)

第11条 情報処理を委託するなどのために個人情報を預託する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たしている法人、団体、個人を選定するとともに、契約等において委託先における安全、管理措置、受託者（その従業者を含む。）の秘密保持等に関する内容を規定し、その保護水準を担保するものとする。

また、契約書などの書面又はこれらに代わる記録は、個人情報の保有期間にわたって保存するものとする。

2 登録業務を委託している本会支部又は承認団体における個人情報の管理が必要かつ適切な管理が行われるよう適切な指導を行うものとする。

(廃棄)

第12条 本会が保有する個人情報については、保存期間を定めるものとし、保存期間が経過した個人情報については、その重要度、媒体の材質、数量等を考慮し、適正な廃棄措置を講ずるものとする。また、保存期間内であっても、不要になった個人情報については適切な手続きにより速やかに廃棄するものとする。

第4節 本人の自己情報に関する権利

(自己情報に関する権利)

第13条 本会は、本人から自己情報について開示を求められた場合は、原則として合理的な期間内にこれに応ずる。また、開示の結果、誤った情報があり、それに対して訂正又は削除を求められた場合には、原則として合理的な期間内にこれに応ずるとともに、訂正又は削除を行った場合には、可能な範囲内で当該個人情報の受領者に対して通知を行うものとする。

(自己情報の利用又は提供の拒否権)

第14条 本会が既に保有している個人情報について、本人から自己の情報についての利用又は第三者への提供を拒まれた場合は、これに応ずるものとする。

ただし、次に示すいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令の規定による場合

(2) 本人又は公衆の生命、健康、財産などの重大な利益を保護するために必要な場合

第5節 苦情及び相談

(苦情及び相談)

第15条 本会は、個人情報に関する本人、協力機関・団体、役職員等からの苦情及び相談に対しては、個人情報相談窓口を設け、適切に対応するものとする。

第6節 教 育

(教育)

第16条 本会は、役職員に対して、個人情報保護管理の周知徹底及び実行について教育を行うものとする。

第4章 罰 則

(懲戒)

第17条 個人情報保護に関する法令及び諸規程に違反した場合は、就業規則第39条の規定に基づく懲戒処分の対象となる。

(損害弁償)

第18条 役職員が故意又は重大な過失によって本会に損害を与えたときは、その全部又は一部を弁償させるものとする。ただし、これによって懲戒を免れるものではない。

第5章 雑 則

(雑則)

第19条 前条までに定めるもののほか、個人情報の保護管理について必要な事項その他この規程の実施に必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日理事会議決)

この規程は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の設立の登記のあった日(平成26年4月1日)から施行する。